

令和6年度前橋市市街化店舗支援事業補助金交付要項

令和6年7月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気21 1F） 電話 027-210-2188 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp</p>
---

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市街化区域において、店舗を営業している事業者が、事業継続のために実施する改修や備品購入に係る経費の一部を支援することにより、店舗の事業継続を支援し、活力ある市街地の維持と利便性の向上を図ることを目的とします。
内容	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象区域 前橋市アーバンデザイン策定区域を除く前橋都市計画区域における市街化区域（別図参照）。</li> <li>小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模事業者。おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者をいう。</li> </ol> <p>補助対象者</p> <p>次の全ての条件に該当する事業者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象区域内にある店舗（所在地）において、1年以上営業を行っていること。</li> <li>小売業、飲食サービス業又は生活関連サービス業を営むもの。</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業でないこと。</li> <li>週4日以上かつ1日当たり2時間以上営業していること。</li> <li>同一年度内に本補助金の交付決定を受けていないこと。</li> <li>本補助事業を受け、自ら店舗等において事業を営む者であること。</li> <li>市税等、必要な納税について滞納がないこと。</li> <li>諸法令や公序良俗に反しないものであること。</li> <li>許認可が必要な業種については、既に取得し、又は取得することが確実に見込まれるもの。</li> <li>前橋市版電子地域通貨「めぶくPay」の加盟店となること。</li> <li>次の(1)から(8)で掲げる暴力団排除に関する要件の全てに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</li> <li>暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</li> </ol> </li> </ol>

<p>交付申請の手続等</p>		<p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
	<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 対象事業 次の全ての条件に該当するものとします。</p> <p>(1) あらかじめ申請条件確認票（様式第1号）を本市に提出し、前橋商工会議所等によるサポートを受けながら申請書類の準備に取り組むこと。</p> <p>(2) 令和6年7月1日から令和7年2月28日までの間に交付申請した上で、令和7年3月31日までに工事が完了し、又は物品の納品が完了し、かつ代金の支払いが完了するもの。</p> <p>(3) 対象経費について、他の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がない事業。</p> <p>(4) 事業継続のために実施する事業であること。</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 店舗等の改装工事に係る費用（内装、外装、空調、給排水設備工事等）</p> <p>(2) 店舗等で使用する耐用年数1年以上で取得価額1品が10万円以上の備品購入費。なお、パソコン、プリンター（複合機含む）、タブレット、レジ等のデジタル導入に係る備品購入費は、取得価額1品が1万円以上から補助対象とします。</p> <p>※ 上記の事業で次のいずれかに該当する場合は、補助の対象にはなりません。</p> <p>(1) 他の補助金の交付を受けている事業</p> <p>(2) 本補助金の申請以前に事業に着手・着工している事業</p> <p>(3) 消費税等の公租公課</p> <p>(4) 店舗等の事業に必要であると認められない経費</p> <p>【注】店舗併用住宅の場合、店舗部分の改装工事の費用又は店舗において使用する備品購入費に限り対象とします。</p> <p>【注】1事業者につき、同一年度内における申請は1回限りとします。</p>

<p>交付金額</p>	<p>交付金額は予算の範囲内で、補助率及び補助金額は、次に掲げる表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="517 255 1366 501"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改装工事 備品購入費</td> <td>1 / 2 以内 (小規模事業者は2 / 3 以内)</td> <td>1 5 万円</td> </tr> <tr> <td>デジタル導入に係るパソコン等の備品購入費</td> <td>全ての事業者が 1 / 2 以内</td> <td>5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	補助率	補助上限額	改装工事 備品購入費	1 / 2 以内 (小規模事業者は2 / 3 以内)	1 5 万円	デジタル導入に係るパソコン等の備品購入費	全ての事業者が 1 / 2 以内	5 万円
事業種別	補助率	補助上限額								
改装工事 備品購入費	1 / 2 以内 (小規模事業者は2 / 3 以内)	1 5 万円								
デジタル導入に係るパソコン等の備品購入費	全ての事業者が 1 / 2 以内	5 万円								
<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者は、発注する業者の選定に当たっては、市内事業者（前橋市内に本社・支社等を有する者）を対象とします。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の事業を対象とすることができます。 (1) 市内業者では施工できない工事等の発注 (2) 市内業者では取扱いのない備品等の発注 発注する事業者が市外業者の場合は、交付申請時に市外業者発注理由書（様式第6号）を提出してください。</li> <li>2 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>3 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>4 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</li> <li>5 補助対象者又は補助対象者の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないものとします。</li> <li>6 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはなりません。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</li> </ol>									
<p>交付申請の方法、時期等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受付期間 令和6年7月1日から令和7年2月28日までの間で補助事業を開始する前に、次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能（実績報告、請求も含む。）です。</li> <li>2 提出書類 (1) 申請条件確認票（様式第1号） (2) 交付申請書兼誓約書（様式第2号） (3) 同意書兼誓約書（様式第3号）</li> </ol>									

	<p>(4) 添付書類</p> <p>ア 対象経費の見積書</p> <p>イ 設計図書等（配置図、平面図、立面図等）</p> <p>ウ 工事予定の場所の写真又は備品設置予定場所の写真</p> <p>エ 備品の詳細が分かる資料</p> <p>オ 営業していることが分かる資料</p> <p>(ア) 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）</p> <p>(イ) 個人の場合 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面））</p> <p>カ めぶく P a y 加盟登録申込書 ※既にめぶく P a y の加盟店登録が済んでいる店舗等については、提出不要です。</p> <p>キ その他参考となる書類</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>1 交付申請書を受理してから30日以内に審査等を行った上で、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p> <p>2 原則として補助金の交付可否決定前に着工し、又は備品を発注することはできませんが、やむを得ない事由により補助金の交付可否決定前に着工し、又は備品を発注する場合には、交付申請書及び添付書類と併せて補助金交付可否決定前の着工開始に関する同意書（様式第5号）を提出してください。</p> <p>なお、交付申請書の審査等を行った結果、補助金が不交付となった場合には、補助金の支払いはできませんのであらかじめご了承ください。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第12号）により請求してください。</p> <p>2 上記請求後の内容を審査し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>1 工事内容の変更、購入を予定していた備品の変更、事業期間の変更等補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。ただし、補助対象経費を減額する場合、補助対象経費の30%未満の減額の変更手続は不要となります。※補助対象経費を増額する場合は、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p> <p>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書（様式第8号）を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書（様式第8号）を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
実績報告書の提出	<p>1 報告期間 令和7年3月31日までに事業を完了し、事業が完了した日から30日以内又は令和7年4月30日のいずれか早い日までに、「2 提出</p>

		<p>書類」に記載された書類を提出し、報告してください。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 工事後の写真（施工後の工事箇所）又は購入した備品の写真</p> <p>イ 補助事業に係る領収書の写し又はその他支出を証明すると認める書類の写し（振込明細書等）</p> <p>ウ その他参考となる書類</p> <p>3 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>
	交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けた場合</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用した場合</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合</p> <p>(4) 変更承認通知を受けずに業態等を著しく変更した場合</p> <p>(5) 交付決定後、特に連絡がなく約3か月を経過した後も改修工事が開始されていない、又は備品の発注が行われていない場合</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 申請条件確認票（様式第1号）</p> <p>2 交付申請書兼誓約書（様式第2号）</p> <p>3 同意書兼誓約書（様式第3号）</p> <p>4 事業支援計画書（様式第4号）</p> <p>5 補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第5号）</p> <p>6 市外業者発注理由書（様式第6号）</p> <p>7 交付決定通知書（様式第7号）</p> <p>8 変更等承認申請書（様式第8号）</p> <p>9 変更等承認通知書（様式第9号）</p> <p>10 実績報告書（様式第10号）</p> <p>11 補助金額確定通知書（様式第11号）</p> <p>12 補助金交付請求書（様式第12号）</p>

別図 令和6年度前橋市市街化店舗支援事業 対象区域図  
地図上の白抜き部分の場所が対象区域になります。

